

平成 30 年 12 月 6 日

貿易証明申請者 各位

年末年始の貿易関係証明発給業務について

いつも福岡商工会議所の貿易証明をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、当所の年末年始の貿易関係証明発給業務につきまして、下記の通りご案内申し上げます。各種貿易関係証明のご申請に際しましては、ご留意頂きます様お願い申し上げます。

記

貿易関係証明 発給業務		第一種特定原産地証明 発給業務	
年末	12月28日(金)16時まで にお持込ください。	年末	12月28日(金)17時に 業務を終了させていただきます。
年始	1月4日(金)9時より 発給業務を開始します。※1	年始	1月4日(金)9時より 業務を開始します。※2

※1

平成 30 年 12 月 29 日（土）～平成 31 年 1 月 3 日（木）はお休みです。

※2

12 月 29 日（土）から 1 月 3 日（木）までの間、発給システムは停止いたします。
停止期間中、発給システムにはアクセスできません。予めご了承ください。

年内に、第一種特定原産地証明書の交付をご希望の場合は、12 月 20 日（木）までに判定依頼を、12 月 26 日（水）までに発給申請をお願いいたします。ただし、システムを通じて上記日時までに判定・発給依頼をいただいても、必要な書類の提出がない場合や、申請内容に不備があった場合、年内の判定、発給ができません。

なお、上記の期日を過ぎた判定依頼、発給申請につきましては、明年 1 月 4 日（金）以降の交付となる場合がございますので、予めご了承ください。

以上